

# SPACECHELSEA レンタル利用規則

(株)パルグループホールディングス

## 1. 利用料金

- ・ レンタル料 Aスペース 12坪 25,000 円/日、 Bスペース 12坪 20,000 円/日、  
(週 125,000 円、月 375,000 円) (週 100,000 円、月 300,000 円)  
Cスペース 12坪 20,000 円/日  
(週 100,000 円、月 300,000 円)

※その他使用日数による料金は当社の算定額によります。

- ・ オプション、備品等は、指定の業者（パールマネキン・フィシュオー）をご斡旋いたします。  
※価格等はパンフレットを参照してください
- ・ 準備、設営、リハーサル、撤去等の場合、半日単位で別途レンタル料が必要です。

## 2. 利用時間

- ・ 営業時間は 11 : 00 から 20 : 30 までです。  
設営等の準備等は、当日の場合は 9 : 00 から、前日の場合は 9 : 00 ~ 17 : 00 の間を基本としてください。後片付けは、当日の場合 21 : 30 まで、翌日の場合 9 : 00 ~ 12 : 00 の間に行ってください。なお、搬出入の車の一時停車は、極力短時間で行ってください。
- ・ 事前に当社担当者と打ち合わせを行ってください。

## 3. 利用申込と手続き

- ・ 実施ご希望日の空き状況をご確認のうえレンタル取引申請書に必要事項をご記入のうえ、仮予約を行ってください。申込の受付開始日は 3 ヶ月前の月の 1 日からとなります。

※申請書はメールまたは F A X でお申し込みください。

(株)パルグループホールディングス チェルシーマーケット レンタルスペース係  
541-0045 大阪市中央区道修町 3-6-1 京阪神御堂筋ビル 13 階  
T E L 06-6202-5110 F A X 06-6202-5225  
E-mail spacechelsea@chelseamarket.net

- ・ 後日、当社で申請内容を審査の上、ご利用可能な内容と判断させていただいた場合、別途契約書の締結を行います。なお、当社から申請書の承認書が届きましたらレンタル料の半額を速やかに当社指定口座に振込みを行ってください。
- ・ 契約は実施の 2 週間前までに締結を成立させていただきます。
- ・ 利用料金は請求書を予めお送りいたしますので契約成立の 3 日以内に残金を入金してください。振込手数料は振込者のご負担となります。
- ・ 振込みが確認されない場合は、契約は解除となりますのでご承知ください。
- ・ 施設の鍵・セキュリティーカードの貸与・返却は別途打合せのうえ執り行うこととします。

[振込先] 三井住友銀行 梅田支店  
当座 NO.2 1 5 8 4 1 0  
株式会社パルグループホールディングス

#### 4. 利用申込の変更および解約

- ・利用申込書の提出後、利用者の都合で利用を取り消す場合は、変更/キャンセル申請書に必要事項をご記入の上、メール等でご提出ください。なお、当社の承認後ならびに契約成立後のキャンセルは次のキャンセル料が発生いたします。

承認後から契約成立までのキャンセル : 利用申込記載の全レンタル料の 30%

契約成立後、利用開始日の 2 週間前までのキャンセル : 利用申込記載の全レンタル料の 50%

利用開始日の 2 週間以内のキャンセル : 利用申込記載の全レンタル料の全額

#### 5. 利用の制限

- ・貸出の最終決定権は当社が保有し、申請内容を審査の上、貸出しをお断りする場合もございます。また、その理由を明示する義務は負いません。  
なお、申請の承認後、利用申請書の記載内容と異なることが判明した時は、利用承認を取り消させていただきます。また、契約成立後、当施設の使用中でも、契約内容に違反等があった場合は直ちに契約を解除させていただきます。  
これらの結果、使用者にいかなる損害が生じても当社は一切の責任を負いません。また、予定される付帯料金当について請求させていただくことがございます。

#### 6. 反社会的勢力の排除

- ・主催者または申請者が暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約することと。
- ・反社会的勢力に属することが判明した場合は、本契約は解除することができる。この場合、利用者（申請者）の損害を賠償する責は負いません。
- ・前記により当社が本承認あるいは本契約を解除した場合、当社に生じた損害は賠償する責を負っていただきます。

#### 7. 免責および損害賠償

##### [不可抗力による利用停止]

- ・天災事変等により当施設の利用が困難になった場合、既に納めていただいた利用料金は返金いたしますが、これに伴う損害については一切、賠償の責任は負いません。

##### [その他の事由による利用停止]

- ・当社の都合により利用停止を求めることがあります。この場合、既に納めていただいた利用料金は返金いたしますが、これに伴う損害については一切、賠償の責任は負いません。

##### [その他の免責]

- ・展示品ならびに利用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による損害および来場者の人身事故については、当社は一切賠償の責任は負いません。
- ・当施設の設備等の故障により利用者が施設を利用できない場合、既に納めていただいた利用料金は返金いたしますが、これに伴う損害については一切、賠償の責任は負いません。
- ・当施設内外の建造物、設備、備品を汚損、毀損、または紛失した場合、利用者はこれを原状に回復し、または、当社が算定した原状回復に要する費用の一切を賠償いただきます。なお、これらの事象が発生した場合は、速やかに当社にご連絡ください。
- ・他の利用者、来街者、その他の第三者に対して損害を与えた場合、相手方が被った損害を賠償し

ていただきます。なお、当社は一切の賠償の責任を負いません。

- ・上記の他、利用者が利用規則に違反した場合は、これによる損害を賠償していただきます。

## 8. 利用前の打合せ

- ・申請後、審査の上で必要がある場合は、面談させていただくことがあります。
- ・承認後、契約締結までに事前の打合せをさせていただきます。
- ・実施日の10日前までに実施レイアウト、実施体制図、タイムスケジュール、緊急連絡体制図、等を含む運営マニュアル及び施工プラン等、できるだけ実施内容がわかる資料を提出していただき、当社担当者と打ち合わせを願います。なお、実施内容によっては、本打合せは30日前までに行うこともあります。

## 9. 関係諸官庁への届出

ご利用の打合せが済みましたら、必要に応じて下記届出を所定の官庁へ、ご利用者の責任と負担においてご提出して下し。消防への申請は必衰です。工事が伴う場合、JR西日本不動産開発、北消防署、の承認を受けてください。万一、届出不備ためにご利用できない場合、当社は一切の責任を負いません。関係諸官庁へ届出等を行った場合には、控えを1部ご提出ください。

○届出の一例

防火対象物使用開始届出書	北消防署
防火対象物工事等計画届出書	北消防署
著作物の演奏等の利用申込	日本音楽著作権協会

※その他必要に応じて関係諸官庁にご相談のうえ、必要な手続きを行ってください。

## 10. 注意事項・その他

### [管理責任]

- ・利用期間中は責任者を常駐させてください。
- ・利用期間中の運営管理責任は全て利用者にあることを認識してください。当社は一切の責任を負いません。
- ・特に、周辺警備、盗難、火災、事故防止に努め、安全に留意し万全の人員配置、誘導業務で遂行していただくようお願いいたします。
- ・必要に応じて各種保険への加入をお願いいたします。

### [禁止事項]

- ・危険物の持ち込み、施設内での喫煙は禁止します。
- ・施設内建物全部、付帯設備へのテープ貼り、くぎ打ちは禁止します。
- ・周辺の場所への物品等の放置は禁止します。
- ・搬出入は短時間で行い、近隣に迷惑となる周辺道路への駐車はお断りいたします。

### [原状回復]

- ・原状回復は利用者側において行っていただき、搬出・清掃終了後は当社立会の下で点検を行います。
- ・原状回復に不足がある場合は、当社が行い、費用の実費を請求いたします。

### [その他]

- ・本利用規則に定めのない事項については、当社の指示に従うことを誓約してください。

以上